

## さいたま市指定障害福祉サービス事業者等 業務管理体制確認検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に定める自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対して、市が行う業務管理体制確認検査について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等実施者等の指定取消事案などの不正行為の未然防止のため、自立支援給付対象サービス等実施者等の業務管理体制の問題点について検証し、自立支援給付対象サービス等実施者等が自ら業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組むよう意識付けることを目的とする。

### (検査方針)

第2条 指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査（以下「検査」という。）及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）については、業務管理体制が自立支援給付対象サービス等実施者等の自己責任原則に基づく内部管理を前提としているものであることに留意し、事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについての的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、事業者の内部監査の有効性を十分確認し、内部監査が有効に機能していると認められる場合は、その報告内容を活用すると共に、その理解や認識を検証して実施する。なお、検査等は、以下の基本原則に則し、的確かつ効果的に実施する必要がある。

#### (1) 障害福祉サービス利用者及び国民視点の原則

障害福祉サービスは、公費から成り立っている制度であるため、検査等の実施に当たっては、利用者の保護と障害福祉事業の健全かつ適正な運営のため、障害福祉サービス利用者及び国民の立場に立ち、事業者の業務管理体制の実態を検証しなければならない。

#### (2) 補強性の原則

検査等は、事業者自身の内部管理を前提としている。適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまでも事業者自身にあり、監督部局は、これを検証する立場にある。

他方、検査等の実施に当たっては、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するよう配慮しなければならない。この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

(3) 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を  
行いつつ、効率的に実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役等の監査機能の有効性を  
的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければな  
らない。

(4) 実効性の原則

検査等は、事業者の障害福祉サービス業務の健全性及び適正性の確保に  
つながるように実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、事業者が抱える問題点を的確に把握しなけ  
ればならない。

(5) プロセス・チェックの原則

検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロ  
セス・チェックに重点を置いて検証を行わなければならない。ただし、業  
務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点から  
も事業所の個別事案の検証が重要であることに留意する必要がある。

(検査形態等)

第3条 検査は、原則として、検査の対象となる自立支援給付対象サービス等  
実施者等の事業所において実地で行う。

(検査対象の選定)

第4条 検査は全ての自立支援給付対象サービス等実施者等を対象とするが、  
重点的かつ効率的に指導を行うため、さいたま市指定障害福祉サービス事業者  
等実地指導を実施する事業所に対して同時に実施する。

(一般検査の方法)

第5条 検査は、次の方法により行う。

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的実施計画に基  
づき実施する。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当の事案が発覚した場合に、当該自立  
支援給付対象サービス等実施者等を対象に実施する。

(一般検査の実施)

第6条 一般検査は、次の方法により実施する。

(1) 検査通知

一般検査の対象となる自立支援給付対象サービス等実施者等を決定した

ときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該自立支援給付対象サービス等実施者等に通知する。

ただし、指導対象となる自立支援給付対象サービス等実施者等において、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、事前に通知することなく、検査開始時に次に掲げる事項（オを除く）を文書により通知するものとする。

ア 検査の根拠規定及び目的

イ 検査の日時及び場所

ウ 検査担当者

エ 出席者

オ 事前提出資料

カ 準備すべき書類等

キ その他必要な事項

## (2) 検査方法

一般検査は、法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容並びに業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容について、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

## (3) 検査体制

一般検査は、原則として監査指導課の職員2名以上で行う。ただし、必要に応じて障害福祉所管課の担当職員の立会いを求めることができる。

（一般検査結果の通知等）

第7条 一般検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書により検査内容の通知を行うとともに、当該自立支援給付対象サービス等実施者等に対して、文書で指導した事項について、文書により改善報告書の提出を求める。

（特別検査の実施）

第8条 特別検査は、対象となる自立支援給付対象サービス等実施者等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

## (1) 検査通知

特別検査の実施に当たっては、検査対象となる事業者に対し、次に掲げる事項を文書等により通知する。なお、実効性ある実態把握の観点から、事前に通知することなく、検査開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 検査の根拠規定及び目的

イ 検査の日時及び場所

ウ 検査担当者

- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等
- カ その他必要な事項

## (2) 検査方法

検査担当職員は、事業者の業務管理体制の的確な実態把握及びその適正性の検証を行う観点から、随時、資料等を求めることができる。

内部監査の有効性に疑義が認められる場合には、事業者に対し、自己責任原則に基づく業務管理体制が適切に運用されるよう促す観点から、当該問題点を的確に指摘する。

なお、内部監査機能の有効性を検証するに当たっては、監査役等監査が、経営陣の内部監査に係る監査を通じ、事業者の健全性及び適正性の確保全般に重要な役割を担っていることから、監査役等の結果も活用するものとする。

## (3) 検査体制

検査は、原則として監査指導課の職員2名以上で行う。ただし、必要に応じて障害福祉所管課の担当職員と合同で行うことができる。

### (特別検査結果の通知等)

第9条 特別検査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該自立支援給付対象サービス等実施者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

### (勧告等)

第10条 厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

2 前項1の勧告を受けた該自立支援給付対象サービス等実施者等が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (命令等)

第11条 勧告を受けた該自立支援給付対象サービス等実施者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項1の命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 該自立支援給付対象サービス等実施者等が前項1の命令に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県又は関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

### (その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 9 年 9 月 1 日から適用する。